事　務　連　絡
令和７年９月19日

障害福祉サービス事業所等　代表者　様
（政令市・中核市を除く）

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
（　公　印　省　略　）

災害時情報共有システムを利用した被災状況報告について

本県の障害福祉施策の推進に、日頃より、御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和３年度より「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（以下「システム」という。）の運用がされており、災害発生時には、施設や事業所あてに被災状況の報告依頼がメール送信されます。

災害発生時には、国・県・市町村が迅速に被災状況を把握し、適切な支援に繋げるため、システムによる被災状況報告をお願いしていますが、本システムへの被災情報の入力を徹底していただきたく、平時に実施いただきたいことや入力の流れ等について別記のとおり整理しましたので、御確認の上、今後の御対応をよろしくお願いいたします。

なお、本システムは、WAM NETの「障害福祉サービス等情報公表システム」登録されている事業所のみ利用可能です。このため、システムが利用できない事業所に該当する場合は２（４）のみ御確認ください。

【参考資料】
「障害者福祉施設等災害時情報共有システム操作説明書（施設向け）」（2024年11月独立行政法人福祉医療機構）

問合せ先
福祉施設グループ　伊東
電話：045-210-1111（内線　5080）

別記

1　平時の取り組み

（1）連絡用メールアドレスの管理

災害（又は発生が予想される災害）が発生した際に、各事業所宛へ被災状況の報告を依頼します。そのため、メールが確実に受信できるようメールアドレスを管理してください。

システムは「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「WAM NET」という。）から連携されるため「WAM NET」に登録されている施設情報は自動で災害時情報共有システムに登録されます。

※　**「WAM NET」にシステムからの連絡先メールアドレスが未登録（過去に登録後、メールアドレスを変更した場合に変更登録をしていない場合も含む。）である施設は速やかに登録を行ってください。**未登録であると「被災状況報告指示メール」を受信できず、被災状況の報告ができません。

「WAM NET」の登録で不明な点は以下担当にお問い合わせください。

障害福祉サービス等情報公表システムの登録に関すること 担当：障害サービス課　監査グループ（045-210-4736）

（2）災害時緊急連絡先の登録について

（任意ですが、可能な限り登録をお願いします。）

大規模災害時においても被災状況の報告が可能となるよう**「災害時緊急連絡先」**の登録をお願いします。

※　被災状況報告指示メールは「システムからの連絡先メールアドレス」及び「災害時緊急連絡先」に一斉送信します。

※　「システムからの連絡先メールアドレス」は（1）で示したとおり「WAM NET」に登録されているメールアドレスです。

※　「災害時緊急連絡先」は事業所単位でシステム上において別途登録が必要です。

※　「災害時緊急連絡先」は各事業所２件まで登録が可能です。**大規模災害時等に確実に情報を受信できる連絡先**の御登録をお願いします。なお、法人内の人事異動等で連絡先の変更がある場合はその都度変更を忘れないようご確認ください。

※　ライフラインの停止等を想定し、災害時緊急連絡先としてスマートフォンのメールアドレスを登録することで**被災状況報告をスマートフォンから入力することができます。**必要に応じて災害時緊急連絡先として登録をお願いします。

※　「災害時緊急連絡先」の登録方法は、後述する「システムの施設向け操作説明書等について」をご覧ください。

大規模災害によるライフラインの停止等に備え、複数の連絡先の登録をお願いします。

（３）施設情報の更新について　※　メールアドレスの登録・変更等

施設情報は、「障害福祉サービス等情報公表システム」から連携されますが、緊急連絡先などの情報については、システムにて登録いただく必要があります。施設から更新申請を行い、県が承認することで、施設情報の更新を行います。なお、施設側で修正できるのは災害時緊急連絡先①、②（携帯電話番号、メールアドレス）、非常用自家発電の有無のみとなります。他の項目に修正が必要な場合は、県にご連絡ください。

※　「障害者支援施設等災害時情報共有システム操作説明書（施設向け）」29ページ以降を参照のこと

＜施設情報更新のためのシステムへのログイン方法について＞

本システムにログインするためには。「WAM NET」に登録された**システムからの連絡先メールアドレス**が必要です。

※　「障害者支援施設等災害時情報共有システム操作説明書（施設向け）」８ページ以降を参照のこと

２　災害時のシステムの仕組み（入力の流れ）

災害（又は発生が予想される災害）が発生し、県から被災状況の報告依頼を行った場合は、被害の有無に関わらず、必ず被災状況を報告してください。

なお、入力にあたっては、「障害者支援施設等災害時情報共有システム操作説明書（施設向け）」13ページ以降をご参照ください。

（１）報告依頼の流れ

① 災害（又は発生が予想される災害）が発生した場合、システムにて厚生労働省から県へ連絡があります。

② 県は、必要性を判断し、システムにて施設・事業所向けに被災状況の報告依頼メールを送信します。

③ 報告依頼は、システムに登録されている「システムからの連絡先メールアドレス」及び「災害時緊急連絡先」に一斉送信します。（**１(1)**のとおり、複数のメールアドレスで受信ができるよう設定等をお願いいたします。）

（２）システムへのアクセス

報告依頼メールを受け取ったら、メール内のURLからシステムにアクセスし、被災

状況の報告（被害のあり・なしや被災内容の入力）を行ってください。

※　報告は、ＰＣ、スマートフォンから簡単に報告できます。

（３）システムへの入力

被害の有無に関わらず、県から報告依頼の連絡があった場合は、緊急やむを得ない場合を除き、必ず被災状況をシステムに入力してください。すぐに入力ができない場合でも、安全が確保され次第入力をお願いします。

複数の事業所を併設している場合もすべてのサービスにおいて被災状況を入力してください。

【注意事項】

- 災害による直接的な被害（人的被害、建物被害等）がない場合は、必ず「被害なし」を選択してください。
- 「被害あり」を選択した場合、県や市町村から個別に状況確認のため、連絡をさせていただくことがあります。

※　被害がない場合も連絡をさせていただくことがあります。

（４）システムに入力できない場合

システムに登録のない施設や何らかの事情により、システムへの入力が行えない場合には、事業所が所在する市町村に電話等により報告してください。

３　資料掲載場所

入力マニュアル等の資料は、以下の場所に掲載されています。

＜掲載場所＞

障害者支援施設等災害時情報共有システム　関係連絡板

（URL:https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/）

~~**（参考）次回訓練情報【災害時情報共有システム訓練】**~~

~~日　　時：令和７年10月24日（金）~~

~~対象自治体：藤沢市・茅ケ崎市・厚木市・海老名市・大磯町・中井町・開成町・真鶴町~~

~~清川村~~

~~※　別途お知らせいたします。~~

上記訓練は終了しました

以上